

豊川市監査公表第32号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年9月30日

豊川市監査委員	長	田	周	三
同	戸	苜	敏	
同	小	林	琢	生

## 定例監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象及び期間

監査の対象		監査の対象期間	監査の実施期間
部局	学校名		
教育委員会	八南小学校	平成25年4月1日 ～同年6月30日	平成25年7月12日 ～同年8月20日
	中部中学校		
	千両小学校		
	音羽中学校	平成25年4月1日 ～同年6月30日	平成25年7月12日 ～同年8月21日
	赤坂小学校		
	平尾小学校		

## 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。監査の対象項目としては、以下のとおりである。

## 重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 備品等の管理に関する事務について

## 一般項目

- (1) 予算執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 受託事業に関する事務について
- (4) 物品の購入事務について（出先直接購入分）
- (5) 庶務その他事務について

## 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

**【八南小学校】**

(1) 総括

監査の項目は、適正に執行されていると認められた。

**【中部中学校】**

(1) 総括

監査の項目は、適正に執行されていると認められた。

**【千両小学校】**

(1) 総括

監査の項目は、適正に執行されていると認められた。

**【音羽中学校】**

(1) 総括

監査の項目は、適正に執行されていると認められた。

**【赤坂小学校】**

(1) 総括

監査の項目は、適正に執行されていると認められた。

**【平尾小学校】**

(1) 総括

監査の項目は、適正に執行されていると認められた。

4 意見

劇毒物の安全管理において、一部の学校で地震等の対策が施されていない状況が見受けられた。このことから地震等による転倒の可能性のある薬品庫及びその薬品庫内にある劇毒物の流出防止対策など、再度、全小中学校の劇毒物の安全管理について点検されたい。